

東日本高速道路株式会社 北海道支社
支 社 長 長内 和彦

質問書に対する回答

(工事名) 道東自動車道 清水工事

質問事項と回答

番号	質問事項	回答
1	金抜設計書、番号87、88、89の数量は回数で記載されていますが数は日数と同じ意味でしょうか。(約35回=35日)	金抜設計書、番号87、88、89の数量は土木工事共通仕様書19-3-4の記載のとおり、設計数量は(回)で行うものとし、基地等で準備から基地等に帰着後の跡片付けまでを1回としています。
2	金抜設計書 番号88に記載の、交通規制工・中央分離帯規制I×1で交通規制内の工事内容は仮設防護柵工と仮設目隠板工の設置・移動・撤去の各作業時で33回=33日計上でしょうか。	金抜設計書、番号88交通規制工 中央分離帯規制 I×1の交通規制内の工事内容は特記仕様書19-3及び28-14の記載とおりです。設計数量の33回となります。
3	今回、見積対象の番号88交通規制工・中央分離帯規制I×1には⑥設計図P45/47に記載の中央分離帯規制(はみ出し)の※印記載。昼間は交通監視員、夜間は交通監視員(N)は番号92、93で計上するため未計上しないと考えてよろしいでしょうか。	設計図45/47 交通規制図(5)の中央分離帯規制(はみ出し)の※印記載。「昼間は交通監視員、夜間は交通監視員(N)」は番号92、93で計上せず、金抜設計書、番号88交通規制工 中央分離帯規制 I×1の交通規制に交通監視員は含まれます。
4	金抜設計書 番号89、90、91には規制機材の設置・撤去のみで交通監視員(N)は番号93で計上のため未計上と考えて宜しいでしょうか。	金抜設計書、番号89、90、91の交通規制工の交通監視員(N)は番号93に計上はせず、設計図43/47及び44/47のとおり、各単価に交通監視員(N)は含まれます。 ※番号93の交通監視員(N)は、特記仕様書28-14-2及び設計図46/47のとおり、遮断機閉鎖部に配置される交通監視員となります。

5	<p>割掛対照表 参考内訳書</p> <p>工事用機械分解組立費（橋梁下部工）について、場所打ち杭で使用する60～65tクレーンの費用は当該項目に計上するのでしょうか、ご教授お願いします。</p>	<p>工事用機械分解組立費（橋梁下部工）は重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用となりますので、貴社の施工計画に基づきお考えください。</p>
6	<p>割掛対象表 参考内訳書</p> <p>場所打ち杭はA2からA1に移動しますが、場内移動費は当該項目に計上するのでしょうか、ご教授お願いします。</p>	<p>工事用機械分解組立費（橋梁下部工）は重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用となりますので、貴社の施工計画に基づきお考えください。</p>

以上